

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件		占用料		
		単 位	所在地	
			市	町 村
法第32条第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	820
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	340
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			60	49
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			90	74
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	98
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	250
	外径が1メートル以上のもの			600	490
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	490
	地下に設ける通路			610	300
	その他のもの			1,000	820
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	99
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	99
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990
	標識		1本につき1年	800	650

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	10
		その他のもの	1本につき1月	200	99
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	99
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	990
		その他のもの		1,000	490
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	200	99
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			につき1月	100	82
政令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第7号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。